

2022 年 10 月 7 日

SAAJ NEWS RELEASE

四半期開示の見直しに関するアンケートの結果を公表

公益社団法人 日本証券アナリスト協会（会長：小池 広靖 野村アセットマネジメント CEO 兼代表取締役社長）のディスクロージャー研究会と企業会計研究会は、2022 年 10 月 7 日に「四半期開示の見直しに関するアンケートについて」を公表しました。

2022 年度の金融庁金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」(以下、DWG)では、四半期開示の見直しについて審議しています。四半期開示の見直しは、利用者であるアナリスト・投資家の実務への影響が極めて大きいと、DWG において検討されるであろう論点のいくつかについて、アンケートを実施しました。

アンケート結果の概要は、2022 年 10 月 5 日に開催された第 1 回 DWG において、委員である当協会企業会計部長の熊谷 五郎が紹介しました。

【アンケートの結果のポイント】

- 第 1・第 3 四半期決算短信について、「全上場企業に開示を義務付けて欲しい」という回答は 66%と多数を占めた。
- 第 1・第 3 四半期決算短信について、「現行の四半期決算短信（添付書類を含む。以下同じ）よりも多い情報を開示して欲しい」という回答は 49%と、「現行の四半期決算短信で提供される情報開示の水準で、特に問題はない」という回答の 46%を上回った。現行の四半期報告書で開示されている「キャッシュ・フロー計算書」「財務諸表の注記」「財政状態、経営成績、キャッシュ・フローの状況の分析」については、『一本化』後の四半期決算短信でも開示して欲しいという回答が多かった。
- 第 1・第 3 四半期決算短信について、「速報性を重視するので、監査人によるレビューや臨時報告書としての開示は不要」という回答は 56%と過半数を占めた。一方、「監査人によるレビューは必要」という回答も 44%と相当な比率を占めた。
- 第 2 四半期について、「監査人による中間監査またはレビューは必要」という回答は 73%と大多数を占めた。また、「半期報告書の開示または臨時報告書としての開示は必要」、すなわち、金融商品取引法に基づくエンフォースメントの確保は必要という回答は 53%と過半数を占めた。

[【添付資料】 四半期開示の見直しに関するアンケートについて](#)

本件に関するお問い合わせは下記まで

SAAJ 公益社団法人
日本証券アナリスト協会

担当：規律・企業情報開示第 1 部長 梅本 慶治
(電話：03-3666-1272)

企業会計第 2 部長 土谷 敬
(電話：03-3666-1200)



公益社団法人
日本証券アナリスト協会

四半期開示の見直しに関する アンケートについて

2022年10月7日

公益社団法人 日本証券アナリスト協会
ディスクロージャー研究会
企業会計研究会

はじめに

日本証券アナリスト協会について

■ 日本証券アナリスト協会

- 「広い視野、深い専門知識・分析力、高い倫理観を備え、時代の要請に応える金融・投資のプロフェッショナルを育成する」ことを使命に掲げ、金融・資本市場の健全な発展を促進し、持続可能な社会の実現に貢献することを目指して事業活動を行う公益社団法人。
- 創立：1962年10月
- 会員数：個人会員 28,613名（うち、当協会認定アナリスト **CMA**※ 28,544名）
法人会員 196社
法人賛助会員 122社・団体／個人賛助会員 26名
(2022年10月3日現在)

■ ディスクロージャー研究会

- ディスクロージャーの促進、向上策の研究、提言及び優良企業の選定を行う当協会の常設研究会。
- 委員：8名
業種別専門部会委員：144名

■ 企業会計研究会

- 企業会計に関する研究・提言等を行う当協会の常設研究会。
- 委員：12名

「四半期開示の見直しに関するアンケート」の概要

■ アンケートの目的

- 四半期開示の見直しは、利用者であるアナリスト・投資家の実務への影響が極めて大きいため、金融庁金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」において検討されるであろう論点のいくつかについて、アンケートを実施したもの。

■ アンケート実施期間

- 2022年9月8日(木)～2022年9月26日(月)

■ アンケートの対象者数・回答者数・回収率

- 対象者数：176名
 - ディスクロージャー研究会の委員：152名
 - 企業会計研究会の委員（利用者以外の委員を除く）：7名
 - 国際会計人材ネットワークの当協会登録者：17名

（注）複数の属性に該当する対象者を調整後の人数。

- 回答者数：102名
- 回収率：58%

ディスクロージャーワーキング・グループの検討課題とアンケートの質問の関係

- ディスクロージャーワーキング・グループ（DWG）の検討課題とアンケートの質問の関係は、以下のとおり。

DWGの検討課題	アンケートの質問
① 全部又は一部の上場企業を対象とした四半期決算短信の義務付けの有無をどう考えるか	Q1： 第1・第3四半期決算短信の開示を義務付ける企業の範囲
② 四半期決算短信の開示内容については、従来、速報性の観点から簡素化されてきた経緯がある中、『一本化』に当たり、その内容をどう見直すか	Q2-1： 第1・第3四半期決算短信の情報開示の水準 Q2-2： 第1・第3四半期決算短信で追加的に必要な情報
③ 四半期決算短信の虚偽記載に対するエンフォースメントの手段をどう確保するか。この点に関し、四半期決算短信を金融商品取引法に基づく臨時報告書として開示することにより法令上のエンフォースメント手段を確保するとの対応策についてどう考えるか	Q3： 第1・第3四半期決算短信の信頼性と法令上のエンフォースメントの確保
④ 四半期決算短信に対する監査法人によるレビューの必要性についてどう考えるか	
⑤ 第1・第3四半期報告書の廃止後に上場企業が提出する「半期報告書」に対する監査法人の保証のあり方についてどう考えるか	Q4： 第2四半期の開示方法と監査人による保証・臨時報告書としての開示

アンケートの結果から見られる利用者意見の趨勢

アンケートの結果から見られる利用者意見の趨勢

■ 第1・第3四半期決算短信の開示を義務付ける企業の範囲

- 「全上場企業に開示を義務付けて欲しい」という回答は66%と多数を占めた。「全上場企業が任意開示で良い」という回答は20%、「市場区分に応じて開示を義務付ける」という回答は15%と、いずれも少数にとどまった。

■ 第1・第3四半期決算短信の情報開示の水準と追加的に必要な情報

- 「現行の四半期決算短信（添付書類を含む。以下同じ）よりも多い情報を開示して欲しい」という回答は49%と、「現行の四半期決算短信で提供される情報開示の水準で、特に問題はない」という回答の46%を上回った。なお、「現行の四半期決算短信から、さらに簡素化しても良い」という回答は5%とごく少数にとどまった。
- 現行の四半期報告書で開示されている「キャッシュ・フロー計算書」「財務諸表の注記」「財政状態、経営成績、キャッシュ・フローの状況の分析」については、決算短信でも開示して欲しいという回答が多かった。また、直近報告期間から重大な変更がある場合には「特記事項」として開示して欲しいという回答があった。

■ 第1・第3四半期決算短信の信頼性と法令上のエンフォースメントの確保

- 「速報性を重視するので、監査人によるレビューや臨時報告書としての開示は不要」という回答は56%と過半数を占めた。一方、「監査人によるレビューは必要」という回答も44%と相当な比率を占めた。「臨時報告書としての開示は必要」という回答は15%と少数にとどまった。

■ 第2四半期の開示方法と監査人による保証・臨時報告書としての開示

- 「監査人による中間監査またはレビューは必要」という回答は73%と大多数を占めた。また、「半期報告書の開示または臨時報告書としての開示は必要」、すなわち、金融商品取引法に基づくエンフォースメントの確保は必要という回答は53%と過半数を占めた。なお、「第1・第3四半期と同様に、第2四半期も任意開示で良い」という回答は2%とごく少数にとどまった。

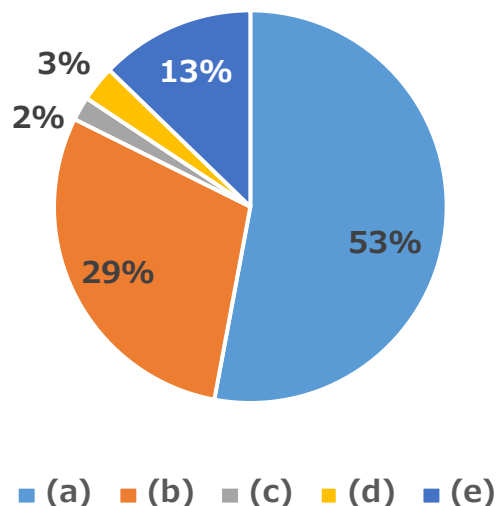
■ その他

- XBRL形式の情報提供、取引所規則の設定のあり方、四半期財務情報の作成基準への企業会計基準委員会の関与、決算短信の補足資料やIRミーティングの説明資料が変更される可能性等について、多くのコメントが寄せられた。

アンケートの結果

Q0：回答者の属性【結果】

選択肢		回答者数	比率
(a)	セルサイドのエクイティ・アナリスト	54	53%
(b)	バイサイドのエクイティ・アナリスト	30	29%
(c)	クレジット・アナリスト	2	2%
(d)	ファンドマネジャー	3	3%
(e)	その他（インベストメント・バンカー、管理職等）	13	13%
計		102	100%

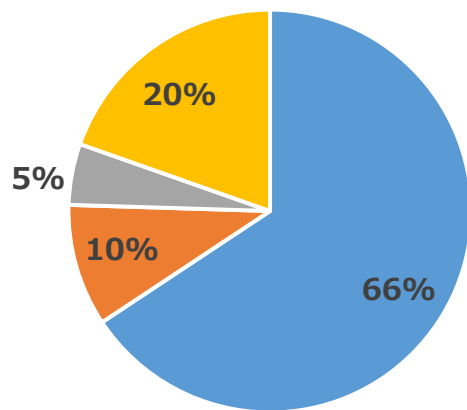


【回答者の属性に関する補足説明】

- アンケートの回答者102名のうち、ディスクロージャー研究会・業種別専門部会の委員が78名を占めている。
- 業種別専門部会は以下の20の部会があり、全部会から回答を得ている。
 - ①建設・住宅・不動産、②食品、③化学・繊維、④トイレタリー・化粧品、⑤医薬品、⑥鉄鋼・非鉄金属、⑦機械、⑧電気・精密機器、⑨自動車・同部品・タイヤ、⑩エネルギー、⑪運輸、⑫通信・インターネット、⑬商社、⑭小売業、⑮銀行、⑯保険・証券・その他金融、⑰ITサービス・ソフトウェア、⑱広告・メディア・エンタテインメント、⑲新興市場銘柄、⑳個人投資家向け情報提供

Q1：第1・第3四半期決算短信の開示を義務付ける企業の範囲【結果】

選択肢		回答者数	比率
(a)	全上場企業に、第1・第3四半期の四半期決算短信の開示を義務付けて欲しい。	67	66%
(b)	プライム市場およびスタンダード市場の企業には、第1・第3四半期の四半期決算短信の開示を義務付けて欲しいが、それ以外の上場企業は任意開示で良い。	10	10%
(c)	プライム市場の企業には、第1・第3四半期の四半期決算短信の開示を義務付けて欲しいが、それ以外の上場企業は任意開示で良い。	5	5%
(d)	全上場企業が任意開示で良い。	20	20%
計		102	100%



■ (a) ■ (b) ■ (c) ■ (d)

【アンケート結果の考察】

- 「(a) 全上場企業に、第1・第3四半期の四半期決算短信の開示を義務付けて欲しい」は66%と多数を占めた。
- 「(d) 全上場企業が任意開示で良い」は20%、市場区分に応じて開示を義務付けるという(b)と(c)の合計は15%と、いずれも少数にとどまった。

Q1：第1・第3四半期決算短信の開示を義務付ける企業の範囲【主なコメント】

(a)

- 「任意開示」とした場合、「任意開示」により開示を行わなかった企業の株に投資したいと思う投資家は激減すると考える。
- 中長期目線の投資家であっても、定点チェック、変化の予兆を察知する意味で、四半期開示は有用である。
- 四半期開示は、短期志向化をもたらすのではなく、長期志向の中でも、その進捗の確認に重要である。
- 新興企業の利益の変化度合いは上下に大きいため、四半期開示が必要である。シンプルなものでも開示しなければ、国内・海外に限らず多くの投資家が投資を回避する可能性がある。
- 開示義務に違いがあると情報格差を生んで、株価形成がゆがむ。
- 米国市場は依然として四半期開示を義務化しており、わざわざ欧州の低い開示水準に合わせる必要はない。

(b)

- 国際比較の対象となる企業が多いプライム市場およびスタンダード市場の企業には、第1・第3四半期の四半期決算短信の開示を義務付けてほしい。

(c)

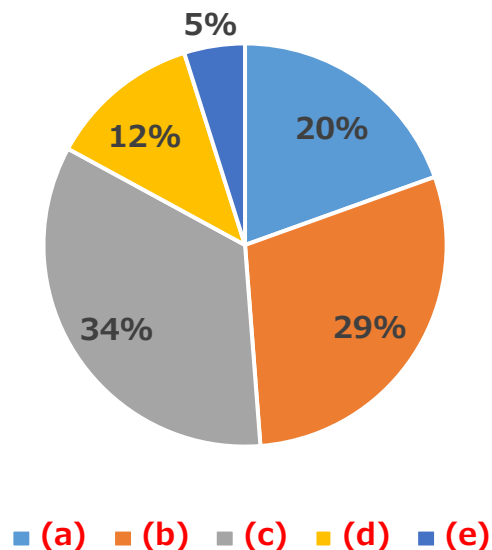
- プライム市場の範囲が十分すぎるほど広い。海外投資家のニーズもプライム市場で賄える。

(d)

- 四半期決算は取材ができないブラックアウト期間の大幅な増加を招き、本来重要な企業とアナリスト・投資家との対話に大きな障害となっている。
- 短中期でモニターすべきデータは、その企業の所属業種や財務状況等により異なる。一律に決算数値の開示義務を課すことには、各社が本来開示するのが望ましい情報の開示を阻害するリスクがある。

Q2-1：第1・第3四半期決算短信の情報開示の水準【結果】

選択肢		回答者数	比率
(a)	速報性のある程度犠牲にしても、現行の第1・第3四半期決算短信よりも相当程度に多い情報を開示して欲しい。	16	20%
(b)	速報性を維持しつつ、現行の第1・第3四半期決算短信よりも多い情報を開示して欲しい。	24	29%
(c)	決算短信の添付書類である連結財務諸表および主な注記等について、同時公表の義務付けを前提に、現行の四半期決算短信で提供される情報開示の水準で、特に問題はない。	28	34%
(d)	決算短信の添付書類である連結財務諸表および主な注記等について、後日の開示を可能としたまま、現行の四半期決算短信で提供される情報開示の水準で、特に問題はない。	10	12%
(e)	現行の四半期決算短信から、さらに簡素化しても良い（例：連結財務諸表の添付を任意にする等）。	4	5%
計		82	100%



【アンケート結果の考察】

- 「現行の第1・第3四半期決算短信（添付書類を含む。以下同じ）よりも多い情報を開示して欲しい」という(a)と(b)の合計は49%と、「現行の四半期決算短信で提供される情報開示の水準で、特に問題はない」という(c)と(d)の合計の46%を上回った。
- 「(e) 現行の四半期決算短信から、さらに簡素化しても良い」という回答は5%とごく少数にとどまった。

Q2-1：第1・第3四半期決算短信の情報開示の水準【主なコメント】

(a)

- 無理に速報性を高める必要はない。速報性が多少犠牲になっても株価への影響は限定的であり、速報性を重視する代わりに開示量が減らされることは本末転倒。
- CF計算書や注記のない状態でBS・PLのみを参照しても、分析において判断を誤る可能性がある。

(b)

- 四半期報告書ではなく四半期決算短信（サマリー情報および財務諸表・注記）への一本化の趣旨は、重複の排除と速報性であり、内容の簡素化ではないはず。
- 監査人によるレビューと臨時報告書による開示を何れも不要とする前提なら、速報性を維持しつつ、現行の四半期決算短信よりも多くの情報を開示することができるはず。
- CF計算書、セグメント情報は掲載して欲しい。

(c)

- (c)を選択していても、現行の決算短信で十分と考えているわけではない。補足資料でのセグメント情報、より詳しい項目の内訳等も、従来通り維持されることを期待している。
- 現時点でも多くの企業が、決算短信と同時に「参考資料」等を開示している。現在でもできる開示情報のレベルを落とす理由はなく、後日開示というのは怠慢である。
- Bloomberg、Quick等は決算短信に対応したデータ収集方法になっていると思われ、決算短信のフォーマットはなるべく変えないで欲しい。簡素化し過ぎた結果、データ収集が遅くなるようでは困る。

(d)

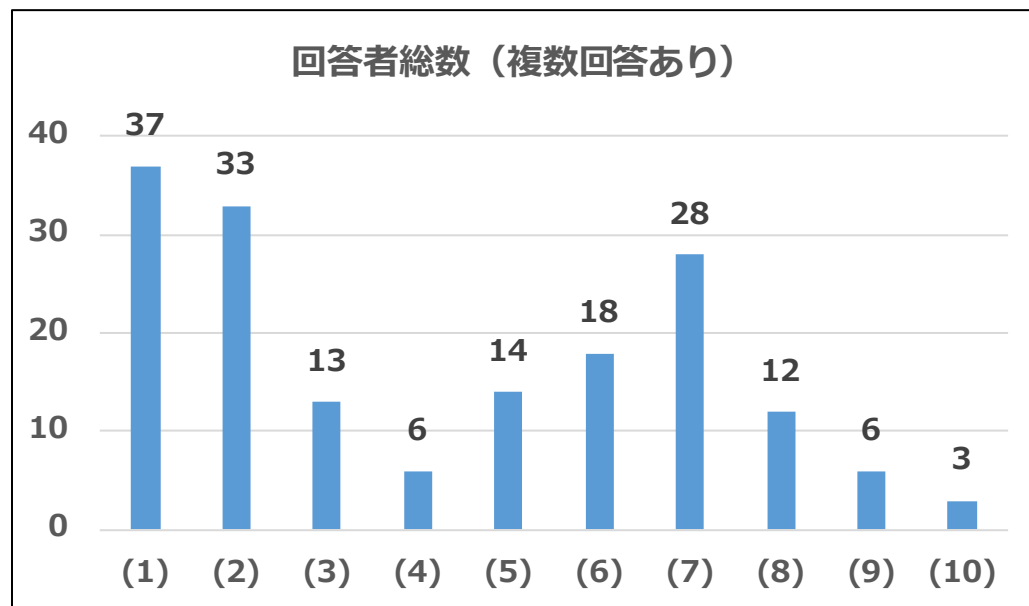
- 業種・セクター、企業によって速報性のニーズに差があるので、注記等については後日の開示で問題ないと思われるケースがある。

(e)

- 現行の決算短信からさらに簡素化しても良いので、速報性を重視すべき。未開示のまま時間が経過するのは良くないと思う。

Q2-2：第1・第3四半期決算短信で追加的に必要な情報【結果】

追加的に必要な情報		回答者総数	必要性の順の回答者数									
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
(1)	キャッシュ・フロー計算書	37	29	8	0	0	0	0	0	0	0	0
(2)	財務諸表の注記	33	6	21	5	0	0	1	0	0	0	0
(3)	主要な経営指標等の推移	13	0	0	2	5	4	1	1	0	0	0
(4)	事業の内容	6	0	0	2	1	1	0	1	0	1	0
(5)	事業等のリスク	14	0	1	3	3	5	2	0	0	0	0
(6)	経営上の重要な契約等	18	1	1	4	1	2	7	1	1	0	0
(7)	財政状態、経営成績、キャッシュ・フローの状況の分析	28	2	5	13	6	1	0	0	1	0	0
(8)	株式等の状況	12	0	0	0	4	3	0	4	1	0	0
(9)	役員の状況	6	0	0	0	2	0	1	0	2	1	0
(10)	その他	3	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0



【アンケート結果の考察】

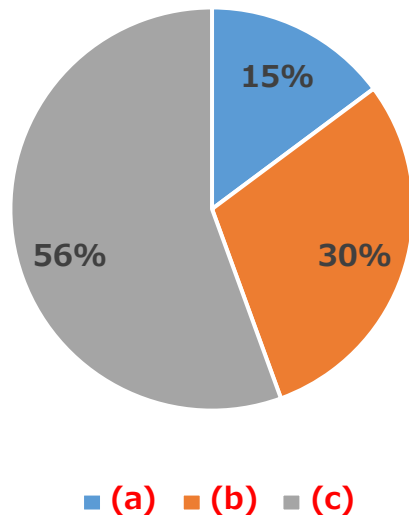
- 現行の四半期報告書で開示されている「(1) キャッシュ・フロー計算書」「(2) 財務諸表の注記」「(7) 財政状態、経営成績、キャッシュ・フローの状況の分析」については、決算短信でも開示して欲しいという回答が多かった。
- 上記の選択肢に関わらず、直近報告期間から重大な変更がある場合には「特記事項」として開示して欲しいというコメントがあった（次ページ参照）。

Q2-2：第1・第3四半期決算短信で追加的に必要な情報【主なコメント】

- 第1・第3四半期のCF計算書は必須。また、IFRS任意適用企業では、BSが要約され過ぎており、開示不足が顕著。そのため、BS注記として勘定内訳を開示して欲しい。
- CF計算書、セグメント情報、為替レートは、絶対に必要である。
- 決算短信以外の任意開示資料が何もない企業も多い。そういう企業については、決算短信で、必要最小限の情報が得られるようにして欲しい。BS・PL・CF計算書、財務諸表の注記、財政状態・経営成績・CFの状況の分析は、決算短信以外の情報がない企業にとって、必要最小限の開示である。
- 直近報告期間から重大な変更がある場合には、「特記事項」として開示すべきである。
- 経営の重要な契約等は、適時開示が望ましい。事業等のリスクは四半期中に変化があれば記載すべき。

Q3：第1・第3四半期決算短信の信頼性と法令上のエンフォースメントの確保【結果】

選択肢		回答者数	比率
(a)	速報性のある程度犠牲にしても、添付財務諸表の信頼性と虚偽記載に対するエンフォースメントを確保するため、監査人によるレビューと臨時報告書としての開示は必要である。	12	15%
(b)	速報性のある程度犠牲にしても、添付財務諸表の信頼性を確保するため監査人によるレビューは必要であるが、臨時報告書としての開示は不要である。	24	30%
(c)	速報性を重視するので、監査人によるレビューや臨時報告書としての開示は不要である。	45	56%
計		81	100%



【アンケート結果の考察】

- 「(c) 速報性を重視するので、監査人によるレビューや臨時報告書としての開示は不要」は56%と過半数を占めた。
- 一方、「監査人によるレビューは必要」という (a)と(b)の合計も44%と相当な比率を占めた。
- 「臨時報告書としての開示は必要」という(a)は15%と少数にとどまった。

Q3：第1・第3四半期決算短信の信頼性と法令上のエンフォースメントの確保【主なコメント】

(a)

- 年度の決算短信発表前のタイミングで、第1四半期から第3四半期にかかる四半期報告書が訂正された事例がある。監査人の関与やエンフォースメントが希薄になれば、こうしたケースが増えかねず、ミスリーディングな情報が生成される可能性が高まると考える。

(b)

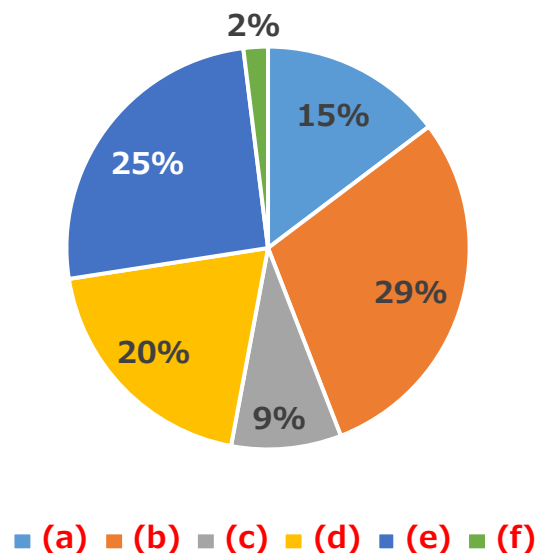
- レビューという限定された手続きであっても、財務諸表の正確性を一定程度担保する効果はある。臨時報告書として開示する方法は、あまりにテクニカル過ぎる。
- 数字の信憑性に最低限の担保は必要である。

(c)

- 日本の会社は真面目なので、レビューがなくても虚偽記載が横行するとは思えない。3カ月後には監査で、該当四半期を含めた期間の財政状態、経営成績等が正しく表示されていることは示される。
- 監査が無いことによって誤謬が起こりやすくなる可能性はあるが、速報性を確保するため、ある程度は許容せざるを得ない。
- 決算短信にレビュー・臨時報告書に基づくエンフォースメントを求めると、金商法上の四半期報告書と変わらなくなり、見直しの意味がなくなる。
- 速報性を重視してほしいが、過去の発表データに何らかの訂正が必要であった場合のルールを定めるべきと思われる。遡及修正をするのか、判明した四半期で調整するのか等である。企業や産業によってルールが異なれば財務諸表の比較可能性を大きく減じさせてしまう。

Q4：第2四半期の開示方法と監査人による保証・臨時報告書としての開示【結果】

選択肢		回答者数	比率
(a)	取引所規則に基づく第2四半期決算短信に加え、金商法に基づく半期報告書の開示が必要である。半期報告書について、監査人による中間監査を実施する。	15	15%
(b)	取引所規則に基づく第2四半期決算短信に加え、金商法に基づく半期報告書の開示が必要である。半期報告書について、監査人によるレビューを実施する。	30	29%
(c)	取引所規則に基づく第2四半期決算短信のみの開示で良い。速報性のある程度犠牲にしても、添付財務諸表の信頼性と虚偽記載に対するエンフォースメントを確保するため、第2四半期決算短信について、監査人によるレビューと臨時報告書としての開示を実施する。	9	9%
(d)	取引所規則に基づく第2四半期決算短信のみの開示で良い。速報性のある程度犠牲にしても、添付財務諸表の信頼性を確保するため、第2四半期決算短信について、監査人によるレビューは実施するが、臨時報告書としての開示は不要である。	20	20%
(e)	取引所規則に基づく第2四半期決算短信のみの開示で良い。速報性を重視するので、第2四半期決算短信について、監査人によるレビューや臨時報告書としての開示は不要である。	26	25%
(f)	第1・第3四半期と同様に、第2四半期も任意開示で良い。	2	2%
計		102	100%



【アンケート結果の考察】

- 「監査人による中間監査またはレビューは必要」という(a)、(b)、(c)および(d)の合計は73%と大多数を占めた。
- 「半期報告書の開示または臨時報告書としての開示は必要」、すなわち、金融商品取引法に基づくエンフォースメントの確保は必要という(a)、(b)および(c)の合計は53%と過半数を占めた。
- 「(f) 第1・第3四半期と同様に、第2四半期も任意開示で良い」は2%とごく少数にとどまった。

Q4：第2四半期の開示方法と監査人による保証・臨時報告書としての開示【主なコメント】

(a)

- 現在、未上場有価証券報告書提出会社は、どの会計基準でも、中間監査報告書が添付された半期報告書を提出している。社会的に影響の大きい上場会社が、未上場会社よりも情報開示および監査水準が低いことは、制度設計上、許容できるものではない。
- 半期ごとに信頼性のある情報を出さないことには、開示の姿勢が後退したととられかねない。

(b)

- 『一本化』されても、途中経過を確認するため、最低限でも現行の第2四半期報告書と同等の情報が必要と考える。虚偽記載に対するエンフォースメントを確保する意味でも、半期報告書の開示は必要であろう。
- (c)(d)(e)のような緩和を行うと、現在は半期に1度は開示されている比較的詳細な補足開示がなくなる可能性を危惧している。

(c)

- 開示内容を勘案すると、第2四半期は四半期報告書相当よりも半期報告書相当の方が望ましいものの、四半期における開示範囲の変更で充実が図られると考える。

(d)

- 四半期決算短信の内容の充実と一定の速報性の確保を前提に、レビューとすることでバランスが取れるように思う。
- 半期報告書＋中間監査だと、年間を通じて作成者・監査人の負担感が軽減されるのかが不透明であり、四半期決算短信のレビューで良い。

(e)

- 通期決算の際に監査人による監査は受けるため、監査の頻度を高めることが信頼性の確保の向上につながるかは疑問。
- 第2四半期に限らず、速報性をないがしろにするのは問題だと思う。

(f)

- 速報性と簡素化を重視し、第1・第3四半期と同じく任意開示で良い。

Q5：その他【主なコメント】（その1）

XBRL形式の情報提供

- 最も懸念するのは、これまで蓄積された四半期財務情報の電子データベース（XBRL）の継続性が途絶えてしまう可能性である。四半期決算の公表の仕方とともに、電子データの取扱いについても議論すべきである。
- XBRLはアナリストの業務を大幅に効率化するため、財務諸表だけでなく補足資料の数値データもカバーされれば、大幅な業務効率化につながる。
- XBRLのタグ付けは必ず行って欲しいが、東証は金融庁ほどチェックをしないので間違いが多い。提出前のチェックは必須と考える。

取引所規則の設定のあり方

- 東証の開示は年々甘くなっている。東証は資本市場を守るという考えに立って欲しい。
- 今回の議論と併せて取引所のエンフォースメントも強化すべきである。適時開示や不正会計に対する罰則が緩すぎる。第1・第3四半期を決算短信に『一本化』するのであれば、金商法と同等の監督や罰則ができるようにエンフォースメントの在り方を再検討すべきである。
- 四半期開示には速報性を期待しており、45日ルール（期末日から45日以内に開示する）の短縮化の検討を希望する。
- 東証が事実上要請している45日ルールについても、より柔軟にすべきである。
- IFRSへの移行により、企業間で営業利益ではなく、コア営業利益、事業利益等の名称で、決算短信の表記に統一感がなくなりつつある。決算短信で統一した見解に基づく表示をするよう、東証として指導して欲しい。
- 事業会社から、内容や数字の確かさ等について東証から多くの意見・指摘が入るため、決算補足資料はウェブサイトのみで開示しているという話をよく聞く。情報利用者の実質的な有用性を重視した運用により、適時開示で一覧的に上場企業の情報を把握できる状態が、現状よりも改善することを期待する。
- 四半期決算短信に記載される業績予想開示の是非は、四半期決算の実績開示とは別の議論である。保証やエンフォースメントの議論が、企業行動の変容（業績予想開示の後退）につながらないことを望む。

Q5：その他【主なコメント】（その2）

四半期財務情報の作成基準への企業会計基準委員会（ASBJ）の関与

- 証券取引所の開示という位置付けにはなるが、四半期財務情報の作成基準のメンテナンスについては、会計情報の信頼性と適時性を確保する観点から、ASBJの関与を強く求めたい。
- 『一本化』後の開示ルールを従来通り、全て取引所規則に委ねる形で丸投げすれば、金融庁は職務怠慢と言われても反論できないのではないか。「四半期財務諸表等ガイドライン」等の適切な改訂はもちろん、ASBJに必要な「実務対応報告」の検討を依頼すべき。
- 半期報告書の提出を義務付ける場合には、「半期財務諸表に関する会計基準の開発」が必要になると思われる。

決算短信の補足資料やIRミーティングの説明資料が変更される可能性等

- 四半期開示の『一本化』は現況を鑑みると妥当だが、投資家としては度を過ぎた情報開示の簡略化には反対する。
- 第2四半期にも簡素化を導入することで、詳細なデータの公表が年1回に減らされてしまう点を危惧している。
- 四半期開示が簡素化された場合、企業側には、任意の説明資料を充実させる等、全体として情報開示が後退したと見られないような努力を求めたい。
- 決算短信の開示項目を簡素化する場合は、補足資料（同日開示が望ましい）の充実でカバーして欲しい。
- 『一本化』を理由に、第1・第3四半期の決算短信の補足資料やIRミーティングの説明資料における情報提供が後退すれば、金融庁が唱える「投資家と企業の建設的な対話の促進」を自ら阻むことになる。
- 各社・各業界それぞれ適した開示方法があるはずで、それに向けてベスト・エフォートを尽くすべきであり、できない企業には投資しなければ良いと考える。
- 四半期の開示は累計ではなく、直近の四半期の数字に意味がある。累計ではなく、直近の四半期の数字を重視する姿勢での開示を希望する。
- 上場企業全てに英文開示を義務付けて欲しい。
- 令和3年度DWGで『一本化』を決めた経緯を外から見ていると、各委員の意見や議論が若干軽んじられているのではないかと危惧している。

＜付属資料＞ アンケートの質問

Q0：回答者の属性【質問】

I．回答者の属性

Q0：現在の業務に限らず、ご自分に最も当てはまる属性を選んでください。現在の業務が(e)に該当する方は、可能なら(a)～(d)の中から経験の長いものを選んでください。

【Q0は、全員回答してください】

- (a) セルサイドのエクイティ・アナリスト
- (b) バイサイドのエクイティ・アナリスト
- (c) クレジット・アナリスト
- (d) ファンドマネジャー
- (e) その他（インベストメント・バンカー、管理職等）

Q1：第1・第3四半期決算短信の開示を義務付ける企業の範囲【質問】

Ⅱ．第1・第3四半期の開示について

Q1：第1・第3四半期決算短信の開示を義務付ける企業の範囲

【Q1は、全員回答してください】

第1・第3四半期について、金商法に基づく四半期報告書を廃止して取引所規則に基づく四半期決算短信に『一本化』された場合、開示を義務付ける企業の範囲について、以下の(a)～(d)のうち、ご自分の考えに最も近いものはどれですか？（課題①）

（注）回答の参考に、それぞれの主張の「主な理由」を例示しました。

なお、任意開示の企業には、四半期決算短信の開示は義務付けられず、ビジネスモデルに応じて四半期決算短信の作成が要請されることになります。

(a) 全上場企業に、第1・第3四半期の四半期決算短信の開示を義務付けて欲しい。

主な理由：開示頻度の減少は、日本の資本市場の質の低下や、機関投資家と個人投資家との情報格差を助長する懸念がある。

(b) プライム市場およびスタンダード市場の企業には、第1・第3四半期の四半期決算短信の開示を義務付けて欲しいが、それ以外の上場企業は任意開示で良い。

主な理由：開示頻度の減少は、日本の資本市場の質の低下や、機関投資家と個人投資家との情報格差を助長する懸念はあるが、四半期開示が新規上場を目指す会社の障壁になっているという事情も理解できる。

(c) プライム市場の企業には、第1・第3四半期の四半期決算短信の開示を義務付けて欲しいが、それ以外の上場企業は任意開示で良い。

主な理由：開示頻度の減少は、海外からの投資に水を差す懸念がある。

(d) 全上場企業が任意開示で良い。

主な理由：四半期開示が中長期的な企業価値の判断に有用か、必ずしも明らかではない。

Q2-1：第1・第3四半期決算短信の情報開示の水準【質問】

Q2-1：第1・第3四半期決算短信の情報開示の水準

【Q2-1は、Q1で(a) (b) (c)と回答した方のみ回答してください】

四半期決算短信の開示内容については、従来、速報性の観点から簡素化されてきた経緯があります。このため、現行の第1・第3四半期決算短信ではキャッシュ・フロー計算書（以下、CF計算書）が添付されない実務が広く定着し、また、添付書類である四半期連結財務諸表および主な注記を、投資判断を誤らせる恐れがない場合には、決算短信と同時ではなく後日の開示を可能としています。加えて、四半期報告書に比べて、要求される財務諸表の注記や非財務情報が少なくなっています。

四半期決算短信への『一本化』により、第1・第3四半期については、現行の四半期報告書から取得できる情報の取得が困難になる可能性があります。

四半期決算短信への『一本化』後、第1・第3四半期決算短信の情報開示の水準について、以下の(a)～(e)のうち、ご自分の考えに最も近いものはどれですか？（課題②）

- (a) 速報性をある程度犠牲にしても、現行の第1・第3四半期決算短信よりも相当程度に多い情報を開示して欲しい。
- (b) 速報性を維持しつつ、現行の第1・第3四半期決算短信よりも多い情報を開示して欲しい。
- (c) 決算短信の添付書類である連結財務諸表および主な注記等について、同時公表の義務付けを前提に、現行の四半期決算短信で提供される情報開示の水準で、特に問題はない。
- (d) 決算短信の添付書類である連結財務諸表および主な注記等について、後日の開示を可能としたまま、現行の四半期決算短信で提供される情報開示の水準で、特に問題はない。
- (e) 現行の四半期決算短信から、さらに簡素化しても良い（例：連結財務諸表の添付を任意にする等）。

Q2-2：第1・第3四半期決算短信で追加的に必要な情報【質問】

Q2-2：第1・第3四半期決算短信で追加的に必要な情報

【Q2-2は、Q2-1で(a) (b)と回答した方のみ回答してください】

第1・第3四半期決算短信で追加的に必要な情報について、必要性の高いと考える順に1から順に番号を付してください（最も必要性が高い：1、次に必要性が高い：2、…）。

順番	追加的に必要な情報
	(1) キャッシュ・フロー計算書
	(2) 財務諸表の注記
	(3) 主要な経営指標等の推移
	(4) 事業の内容
	(5) 事業等のリスク
	(6) 経営上の重要な契約等
	(7) 財政状態、経営成績、キャッシュ・フローの状況の分析
	(8) 株式等の状況
	(9) 役員の状況
	(10) その他：括弧内に記載（ ）

Q3：第1・第3四半期決算短信の信頼性と法令上のエンフォースメントの確保【質問】

Q3：第1・第3四半期決算短信の信頼性と法令上のエンフォースメントの確保

【Q3は、Q1で(a) (b) (c)と回答した方のみ回答してください】

現行の四半期報告書は、監査人のレビューにより添付財務諸表の信頼性が確保され、金商法に基づく虚偽記載への罰則、課徴金および民事上の損害賠償責任によりエンフォースメントが確保されています。

四半期決算短信への『一本化』に伴い、DWGでは、⑦四半期決算短信に対する監査人によるレビュー報告書添付の要否、⑧虚偽記載に対するエンフォースメントのため四半期決算短信を金商法に基づく臨時報告書として開示することの要否について、検討される予定です。なお、監査人によるレビューが義務化される場合でも、業績予想等の将来情報はレビューの対象外となります。また、四半期決算短信に対する監査人によるレビュー報告書の添付や、臨時報告書としての開示が義務化される場合、現行の四半期決算短信単独の公表に比べ財務情報の公表時期が遅れ、速報性が犠牲になる可能性があります。

第1・第3四半期決算短信における監査人によるレビューと、臨時報告書としての開示について、以下の(a)～(c)のうち、ご自分の考えに最も近いものはどれですか？（課題③、課題④）

- (a) 速報性をある程度犠牲にしても、添付財務諸表の信頼性と虚偽記載に対するエンフォースメントを確保するため、監査人によるレビューと臨時報告書としての開示は必要である。
- (b) 速報性をある程度犠牲にしても、添付財務諸表の信頼性を確保するため監査人によるレビューは必要であるが、臨時報告書としての開示は不要である。
- (c) 速報性を重視するので、監査人によるレビューや臨時報告書としての開示は不要である。

なお、取締役や監査役が、監査人によるレビュー報告書が添付されていない四半期決算短信について、虚偽記載は無いと判断の上、臨時報告書として報告することは事実上困難と想定されるため、そのような選択肢は設定していません。

Q4：第2四半期の開示方法と監査人による保証・臨時報告書としての開示【質問】

Ⅲ．第2四半期の開示について

Q4：第2四半期の開示方法と監査人による保証・臨時報告書としての開示

【Q4は、全員回答してください】

DWG報告では、第2四半期については金商法上の四半期報告書を維持、または半期報告書とする方向性が示されました。しかし、DWGでは、第1・第3四半期に加え、第2四半期についても四半期決算短信への『一本化』を検討する可能性があります。

第2四半期の開示方法と、監査人による保証（開示情報の信頼性確保が目的）・臨時報告書としての開示（金商法に基づく虚偽記載への罰則、課徴金および民事上の損害賠償責任によるエンフォースメントの確保が目的）について、以下の(a)～(f)のうち、ご自分の考えに最も近いものはどれですか？（課題⑤）

なお、四半期開示がない非上場の有価証券報告書提出会社は、半期報告書を作成し、監査人の中間監査を受けています。

- (a) 取引所規則に基づく第2四半期決算短信に加え、金商法に基づく半期報告書の開示が必要である。半期報告書について、監査人による中間監査を実施する。…四半期報告導入前の半期報告書と同じ
- (b) 取引所規則に基づく第2四半期決算短信に加え、金商法に基づく半期報告書の開示が必要である。半期報告書について、監査人によるレビューを実施する。…従来の第2四半期報告書と同じ
- (c) 取引所規則に基づく第2四半期決算短信のみの開示で良い。速報性のある程度犠牲にしても、添付財務諸表の信頼性と虚偽記載に対するエンフォースメントを確保するため、第2四半期決算短信について、監査人によるレビューと臨時報告書としての開示を実施する。…Q3 (a)と整合的
- (d) 取引所規則に基づく第2四半期決算短信のみの開示で良い。速報性のある程度犠牲にしても、添付財務諸表の信頼性を確保するため、第2四半期決算短信について、監査人によるレビューは実施するが、臨時報告書としての開示は不要である。…Q3 (b)と整合的
- (e) 取引所規則に基づく第2四半期決算短信のみの開示で良い。速報性を重視するので、第2四半期決算短信について、監査人によるレビューや臨時報告書としての開示は不要である。…Q3 (c)と整合的
- (f) 第1・第3四半期と同様に、第2四半期も任意開示で良い。…Q1 (d)と整合的

なお、取締役や監査役が、監査人によるレビュー報告書が添付されていない四半期決算短信について、虚偽記載は無いと判断の上、臨時報告書として報告することは事実上困難と想定されるため、そのような選択肢は設定していません。

Q5：その他（追加の意見）【質問】

Ⅲ．その他

Q5：四半期開示の見直しについて、追加の意見があれば、コメントをお願い致します。

【Q5は、コメントがある方のみ回答してください】

例：XBRL形式の情報提供、取引所規則の設定のあり方、四半期財務情報の作成基準への企業会計基準委員会の関与、決算短信の補足資料やIRミーティングの説明資料が変更される可能性等

